



ニュースリリース 平成 26年 10月 23日

## 筑西市における「公共料金明細サービス」取り扱い開始について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）と地銀ネットワークサービス株式会社（代表取締役社長 古城 幸雄）は、このたび、筑西市に対して、「公共料金明細サービス」の取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本サービスは、市町村が支払う大量の公共料金を口座振替に一本化するとともに、口座振替の明細データを通知するサービスです。これにより、公共料金支払いにかかる事務（会計システムへの入力作業や納付書と領収書の突合作業など）を合理化することが可能となります。

なお、本件は、茨城県内の地方公共団体において初めてのサービス取り扱いとなります。

当行は、今後とも、地方公共団体の事務効率化を積極的に支援してまいります。

### 記

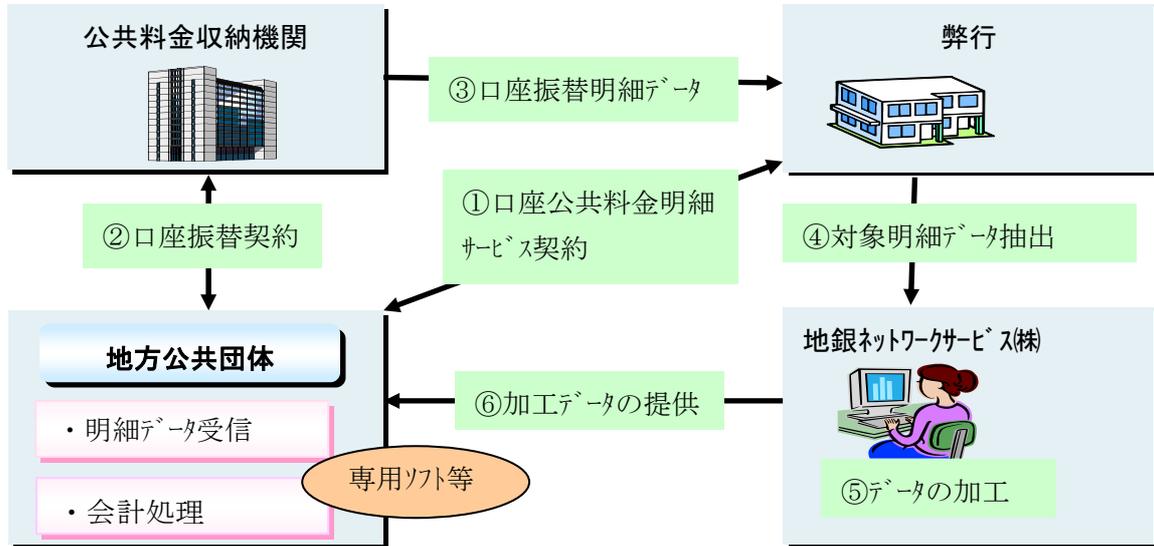
#### 1. 取り扱い地方公共団体

地方公共団体名	取り扱い開始日
筑西市	10月27日（月）

#### 2. サービスの概要

内 容	公共料金の支払いを口座振替に一本化するとともに、口座振替の明細データを通知するサービス
取り扱い公共料金	水道料金、電気料金、電話料金
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>施設や部署単位で管理している公共料金の支払いを納付書による支払いから口座振替に変更することにより、事務の合理化が図れます。</li><li>明細をデータで還元するため、専用ソフト等を利用することで、勘定科目別、部署別などのデータ集計が可能になります。</li></ul>

(商品のしくみ)



- ①地方公共団体と弊行とで公共料金明細サービス契約をします。
- ②地方公共団体と公共料金収納機関とで公共料金の口座振替契約をします。
- ③公共料金収納機関から弊行に、口座振替明細データが送信されます。
- ④弊行は送信されたデータから、地方公共団体のデータを抽出します。
- ⑤地銀ネットワークサービス株式会社では、抽出されたデータを加工します。
- ⑥加工データを口座振替日前日までに地方公共団体に提供いたします。地方公共団体では専用ソフト等でこのデータを受信し、各種会計処理を行います。